



平成 30 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 L i b W o r k
代 表 者 名 代表取締役社長 瀬口 力
(コード番号：1431 福証 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役管理部長 山崎 和範
(TEL. 0968-44-3559)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 21 日開催の取締役会において、定款一部変更議案を平成 30 年 9 月 27 日開催予定の第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

① 現行定款第 20 条（任期）の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

② 変更案第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）の新設、現行定款第 41 条（剰余金の配当の基準日）の変更、現行定款第 11 条（自己株式の取得）の削除及び現行定款第 42 条（中間配当）の削除

株主の皆様へいち早く経営成果を還元できるように、四半期配当制度を可能にするため、変更案第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）の新設及び現行定款第 41 条（剰余金の配当の基準日）を変更するものであります。また、併せて、同条の一部と内容が重複する現行定款第 11 条（自己株式の取得）及び現行定款第 42 条（中間配当）を削除するものであります。

③ その他

上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第12条～第19条 (条文省略)	第11条～第18条 (現行どおり)
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
第21条～第40条 (条文省略) (新設)	第20条～第39条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の各四半期配当の基準日は以下のとおりとする。 第1四半期 9月30日 第2四半期 12月31日 第3四半期 3月31日 第4四半期 6月30日 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第43条 (条文省略)	第42条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年9月27日(木)
定款変更の効力発生日 平成30年9月27日(木)

以上